

令和 4 年 3 月 2 日 開催

於：上田市真田中央公民館 大ホール

令和 3 年度

第 82 回 通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

(水土里^{みどり}ネット神川)

令和 3 年度 第82回長野県神川沿岸土地改良区通常総代会 次 第

日 時 令和 4 年 3 月 2 日（水）午後 2 時
場 所 上田市真田中央公民館 大ホール

- 1 開 会
- 2 理事長挨拶
- 3 議長選任
- 4 議長就任挨拶
- 5 議事録記名人の指名及び書記の任命
- 6 議 事 別冊 議案集のとおり
- 7 報告事項等
 - ・その他
- 8 閉 会

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第 1 号	令和 2 年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について	1
	監査報告	19
議案第 2 号	令和 3 年度 一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の承認について	20
議案第 3 号	令和 3 年度 一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）の専決処分の承認について	22
議案第 4 号	令和 3 年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の承認について	24
議案第 5 号	長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正（案）について	26
議案第 6 号	長野県神川沿岸土地改良区転用決済金の管理運用規程の一部改正（案）について	27
議案第 7 号	長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金管理規程の一部改正（案）について	28
議案第 8 号	長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規程の一部改正（案）について	30
議案第 9 号	長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程の制定（案）について	32
議案第10号	令和 4 年度 主な事業計画（案）について	41
議案第11号	令和 4 年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について	42
議案第12号	令和 4 年度現金の預入先指定（案）について	43
議案第13号	令和 4 年度一般会計収支予算（案）について	44

議案第 1 号

令和 2 年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

令和 2 年度長野県神川沿岸土地改良区事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録は、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 3 月 2 日 提 出

令和 4 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和2年度事業報告

第1. 地区及び組合員の状況（令和3年3月31日現在）

1. 地区面積の状況（単位：ha）

事業別	本年度末	前年度末	比較増減	備考
かんがい排水（田）	818.4	823.4	△ 5.0	
畑地かんがい等	370.1	370.9	△ 0.8	
合計	1,188.5	1,194.3	△ 5.8	

2. 組合員の状況（単位：人）

市別組合員	本年度末	前年度末	比較増減	備考
上田市	2,857	2,866	△ 9	
東御市	870	871	△ 1	
合計	3,727	3,737	△ 10	

第2. 事業の概要

1. 県営かんがい排水事業「菅平地区」

- (1) 事業内容 土砂仮置場整備 取水ゲート整備 水管理制御施設更新工事
小水力発電施設実施設計業務 取水施設改修工事
- (2) 事業費内訳 2年度事業費 360,000千円
財源内訳 市分担金 12,125,715円（上田市）
市分担金 5,424,285円（東御市）
改良区 11,700,000円

2. 維持管理適正化事業「堀越堰畑かん地区」

- (1) 事業内容 ポンプ施設改修工事負担金
- (2) 事業費内訳 2年度事業負担金 1,944千円 受益者分担金 1,944千円
財源内訳 市補助金 1,944千円（上田市）

3. 施設の維持管理

- (1) 管内のかんがい施設及び左岸幹線水路外14堰の維持管理については、田植え時期の少雨による水不足の影響があったものの、ダムからの適切な放流調整により農作業への影響はほとんどなく、需要期における水不足等の問題の発生に至る事はなかった。
- (2) 菅平ダムの維持管理については、菅平ダム発電管理所と水利用者との連携を取り合いながら適切な運用を図り、円滑な用水の供給が行われた。
- (3) 施設の補修等については、内ノ原堰頭首工維持工事、左岸幹線水路維持工事等の改修を行った。さらには秋和地区（堀越堰）については県単農業農村基盤整備事業において水路改修工事として補助事業を取り入れて整備した。
- (4) 一昨年の令和元年東日本台風（令和元年10月12日台風19号）により被災した堰の復旧事業が実施されると同時に神川でも河川災害復旧工事が随所であり、濁流により取水口が塞がれ左岸幹線水路では2度の上田市営頭首工維持事業を実施した。

(5)一昨年の令和元年東日本台風（令和元年10月12日台風19号）では総雨量281mmを記録しました。この台風によりほとんどの堰で被災し、激甚災害法の指定を受け国庫補助災害復旧事業・市営災害復旧事業が実施されました。上田市の分担率は、国庫補助事業で99.5%、市営事業で99.0%でありました。頭首工に係る堰組合負担については、当該土地改良区が負担した。

なお、令和3年度までの3年間にわたる災害復旧工事が終了したので、令和元年から令和3年の当該災害復旧事業を以下に掲載します。

令和元年度完了事業

(単位：円)

工 事 名	事 業 内 容	関係堰組合	事業費	自己資金
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（丸山地区）	頭首工復旧工事 ・排土工 V=371m ³	左岸水路運営協議会	4,323,000	21,615
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（山吹地区）	頭首工復旧工事 ・河道掘削 N=1式	山吹堰水路組合	220,000	3,000
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（戸沢1地区）	頭首工復旧工事 ・排土工 V=10m ³	横尾堰水路組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧事業 水路復旧工事（戸沢2地区）	水路復旧工事 ・排土工 V=114m ³	横尾堰水路組合	946,000	4,730
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（横尾地区）	頭首工復旧工事 ・付帯施設工 N=1式	横尾堰水路組合	176,000	2,000
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事（大屋堰地区）	頭首工応急復旧工 L=80.3m ・導水路排土工 L=30.3m V=70m ³ ・導流水路工 L=50.0m	大屋堰水利組合	616,000	3,080
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事（岩下堰地区）	頭首工応急復旧工 L=170.6m ・堆積土砂撤去 L=170.6m V=161m ³	岩下堰水利組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事（常田堰地区）	頭首工応急復旧工事 ΣL=385.0m 導流水路掘削工 L=200m V=680m ³ 導水路排土工L=45.0mV=36m ³ 管水路工L=140.0m	常田堰水利組合	12,210,000	61,050
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事（堀越堰地区）	災害復旧工事 ・排土工 V=345m ³	堀越堰水利組合	726,000	3,630
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（林之郷地区）	頭首工復旧工 L=240.0m ・導水路掘削工L=190.0m V=858m ³ ・堆積土砂撤去工L=50.0m V=25. m ³	林之郷水利組合	1,265,000	12,650
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（岩門堰地区）	災害復旧工 L=70.0m 河道掘削 L=70.0m	岩門堰水利組合	363,000	3,630
市単災害復旧事業 水路復旧工事（岩門堰地区）	水路土砂撤去 L=40.0m 管理道路土砂撤去 L=130.0m	岩門堰水利組合	478,500	5,500
市単災害復旧事業 水路復旧工事（大屋堰地区）	欠損支障木伐採工 N=2本	大屋堰水利組合	39,000	1,000
合	計	13 件	22,088,500	125,515

令和2年度事業（繰越事業含む）

(単位：円)

工 事 名	事 業 内 容	関係堰組合	事業費	自己資金
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（石舟地区）	頭首工復旧 ・エプロン改修工 L=13.1m V=240m ³ ・仮設工 N=1式	吉田堰管理組合	24,431,000	122,155

令和2年度完了事業（繰越事業含む）前ページからつづき

(単位：円)

工 事 名	事 業 内 容	関係堰組合	事業費	自己資金
国庫補助災害復旧事業 頭首工応急復旧工事（堀越堰地区その2）	頭首工復旧 ・排土工 V=150m ³	堀越堰水利組合	297,000	1,485
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（新屋堰地区）	頭首工復旧 ・導水路復旧（堆積土砂撤去） L=80.0m	新屋堰五区委員会	374,000	3,740
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（新屋堰地区その2）	頭首工復旧 ・河道掘削 L=80.0m	新屋堰五区委員会	299,200	2,992
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事（岩門堰地区）	頭首工復旧 河道掘削 L=70.0m	岩門堰水利組合	256,300	2,563
国庫補助災害復旧事業 頭首工応急復旧工事（大屋堰地区その2）	頭首工復旧 ・排土工 V=23m ³	大屋堰水利組合	121,000	605
国庫補助災害復旧事業 頭首工応急復旧工事（岩下堰地区その2）	頭首工復旧 ・排土工 V=22m ³	岩下堰水利組合	110,000	550
合 計		7 件	25,888,500	134,090

令和3年度完了事業（繰越事業含む）

(単位：円)

工 事 名	事 業 内 容	関係堰組合	事業費	自己資金
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（戸沢1地区）	頭首工復旧 ・流路壁工 L=5.0m V=12m ³	横尾堰水利組合	3,619,000	18,095
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（戸沢2地区）	水路復旧 ・根継工 L=20.0m V=38m ³ ・仮設工 N=1式	横尾堰水利組合	9,174,000	45,870
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（堀越堰地区）	頭首工復旧 ・護床工（カーテンブロック）N=26個 ・じゃかご工 L=12.6m（N=21本） ・床止復旧工 L=30.6m	堀越堰水利組合	41,866,000	209,330
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（大屋堰地区）	頭首工復旧 ・水叩工 V=126m ³ ・元付工 V=33m ³ ・護床工（カーテンブロック）N=15個 ・堤外水路工 L=29.8m	大屋堰水利組合	33,066,000	165,330
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（常田堰地区）	頭首工復旧 ・現場打水路工 L=126.3m H=0.7m W=2.0m	上田市常田堰水利組合	20,152,000	100,760
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事（岩下堰地区）	頭首工復旧 ・堰本体工 V=82m ³ ・護床工（カーテンブロック）N=4個 ・隔壁工 L=10.8m ・根継工 L=8.0m	岩下堰水利組合	32,857,000	164,285
合 計		6 件	140,734,000	703,670

3 年 間 の 合 計	26 件	188,711,000	963,275
-------------	------	-------------	---------

第3. 事務等の経過

1. 総代会の開催状況

・第81回通常総代会

(1)開催日時 令和3年3月3日 午後2時から

(2)開催場所 真田総合福祉センター 2F 大会議室

(3)出席者数 現在員数77人 出席者数11人 書面による議決者63人 議決不参加者3人

議決参加率96%

議案第1号 令和元年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
監査報告

議案第2号 長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正（案）について

議案第3号 長野県神川沿岸土地改良区会計細則の全部改正（案）について

議案第4号 長野県神川沿岸土地改良区 神川左岸幹線用水頭首工管理規程の制定（案）について

議案第5号 長野県神川沿岸土地改良区 山吹堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第6号 長野県神川沿岸土地改良区 内ノ原堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第7号 長野県神川沿岸土地改良区 窪・小西堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第8号 長野県神川沿岸土地改良区 横尾堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第9号 長野県神川沿岸土地改良区 吉田堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第10号 長野県神川沿岸土地改良区 堀越堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第11号 長野県神川沿岸土地改良区 新屋堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第12号 長野県神川沿岸土地改良区 林之郷堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第13号 長野県神川沿岸土地改良区 岩門堰頭首工管理規程の制定（案）について

議案第14号 長野県神川沿岸土地改良区 大屋堰頭首工管理規程の制定（案）について

- 議案第15号 長野県神川沿岸土地改良区 常田堰頭首工管理規程の
制定（案）について
- 議案第16号 長野県神川沿岸土地改良区 岩下堰頭首工管理規程の
制定（案）について
- 議案第17号 長野県神川沿岸土地改良区 久保堰頭首工管理規程の
制定（案）について
- 議案第18号 土地改良財産の譲受について
- 議案第19号 令和3年度 主な事業計画（案）について
- 議案第20号 令和3年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について
- 議案第21号 令和3年度現金の預入先指定（案）について
- 議案第22号 令和3年度一般会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第23号 令和3年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第24号 令和3年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第25号 令和3年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金
特別会計歳入歳出予算（案）について

上記の25議案について審議、全議案とも原案どおり承認及び可決されました。

2. 理事会の開催状況

第1回理事会

- (1)開催日時 令和2年7月15日（水） 午後2時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数11人 欠席者1人
- (4)議事事項
- 議案第1号 令和元年度事業報告及び一般会計・特別会計決算について
- 議案第2号 未納賦課金の滞納処分請求書の提出、並びに滞納処分執行理事の選任について
- 議案第3号 長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立及び給与規程の一部改正
（案）について
- ・ 県営かんがい排水事業 菅平地区の概要について
 - ・ 令和2年度 賦課金調定及び収納状況について
 - ・ 任期満了に伴う総代選挙の予定について

第2回理事会

- (1)開催日時 令和2年10月28日（水）
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人
- (4)議事事項
- 議案第4号 会計細則の全部改正（案）について
- 議案第5号 地区除外等処理規程の一部改正（案）について
- 議案第6号 転用決済金の管理運用規程の一部改正（案）について
- 議案第7号 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金管理規程の一部改正（案）
について

- 議案第8号 職員退職給与金積立管理及給与規程の一部改正（案）について
- ・ 総代選挙の日程及び担当役員の役割について
 - ・ 定款第3条（条文：この土地改良区は、別表に掲げる地域とする。）に係る別表の経過及び見直し（改正）について
 - ・ 10月20日までの賦課金の収納状況（前年との比較）について
 - ・ 未収賦課金の催告状の配付及び徴収について（お願い）

第3回理事会

- (1)開催日時 令和2年12月10日（木） 午前10時00分
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人
- (4)議事事項
- 議案第9号 定款の一部改正（案）について
- 議案第10号 神川左岸幹線用水頭首工管理規程の制定（案）について
- ⑪山吹堰 ⑫内ノ原堰 ⑬窪・小西堰 ⑭横尾堰 ⑮吉田堰 ⑯堀越堰
⑰新屋堰 ⑱林之郷 ⑲岩門堰 ⑳大屋堰 ㉑常田堰 ㉒岩下堰
- 議案第23号 久保堰頭首工管理規程の制定（案）について
- 議案第24号 総代総選挙執行計画（案）について
- 議案第25号 総代総選挙の選挙管理者及び立会人の選任（案）について
- ・ コロナ禍における令和2年度 第81回総代会について
 - ・ 12月5日までの賦課金の収納状況（前年との比較）について

第4回理事会

- (1)開催日時 令和3年1月28日（木） 午後1時30分
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数11人 欠席者1人
- (4)議事事項
- 議案第26号 土地改良財産の譲受について
- 議案第27号 令和3年度 主な事業計画案について
- 議案第28号 令和3年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収案について
- 議案第29号 現金の預入先指定案について
- 議案第30号 令和3年度 一般会計予算(案)について
- 議案第31号 令和3年度 農地転用決済金特別会計予算(案)について
- 議案第32号 令和3年度 職員退職給与金特別会計予算(案)について
- 議案第33号 令和3年度 左岸水路・吉田堰水門持管理費積立金特別会計予算(案)について
- ・ 報告 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金の精算について
 - ・ 平成2年度 予算の執行状況について
 - ・ 賦課金の収納状況等について
 - ・ 令和2年度 第81回 通常総代会について

第5回理事会

- (1)開催日時 令和3年2月17日（水） 午前10時00分
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人
- (4)報告事項
- ・ 総代選挙の結果について
 - ・ 次期役員の推薦について

第6回理事会

- (1)開催日時 令和3年3月10日(水) 午後2時00分
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人
- (4)報告事項
 - ・総代選挙の結果について
 - ・次期役員の推薦について
 - ・臨時総代会について
 - ・表彰等について
 - ・賦課金収納状況について

3. 監事会の開催状況

第1回監事会

- (1)開催日時 令和2年7月7日(火) 午後2時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 301会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項
 - ・令和2年度監査計画について
 - ・令和元年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算監査について

第1回監査

- (1)開催日時 令和2年7月7日(火) 午後3時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 301会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)監査事項
 - ・令和元年度事業報告並びに一般会計・特別会計決算監査
 - ・令和2年度予算執行状況及び資金状況監査

第2回監事会

- (1)開催日時 令和3年1月21日(木) 午後2時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 301会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項
 - ・令和3年度一般会計・特別会計予算(案)について
 - ・令和2年度予算執行状況及び資金状況について

第2回監査

- (1)開催日時 令和3年1月21日(木) 午後3時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 301会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)監査事項
 - ・令和2年度予算執行状況及び資金状況監査
(令和2年4月1日～令和2年12月31日)

4. 土地改良区関連の諸会議等

日 付	会議等及び内容	場所・会場	出席者
R2. 4. 1	辞令交付	事務所	理事長
R2. 4. 10	頭首工調査	全堰頭首工	正副理事長・事務局長
R2. 5. 21	第1回上田市農政推進協議会		書面議決
R2. 6. 10	第1回上田市農業再生協議会 経営安定所得対策部会		書面議決
R2. 6. 15	菅平ダム下流関係機関打合せ会議	真田地域自治センター	事務局長
R2. 6. 24	第1回東御市農業再生協議会		書面議決
R2. 6. 29	第3回信濃川水系ダム管理連絡協議会	若里文化ホール	事務局長
R2. 7. 28	菅平小水力発電施設維持管理委託依頼	長野県企業局	理事長・事務局長
R2. 7. 30	土地改良区複式簿記会計ソフト説明会	長野県土地改良会館	事務局長
R2. 9. 7	第2回上田市農業再生協議会 経営安定所得対策部会		書面議決
R2. 10. 5	新屋堰組合長他3名と丸山理事 陳情	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R2. 10. 29	菅平ダム四者協議会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R2. 11. 17	第2回上田市農政推進協議会	上田市役所	理事長
R2. 12. 10	堰組合長会議	真田地域自治センター	正副理事長・会計理事・事務局長
R2. 12. 28	第3回上田市農業再生協議会 経営安定所得対策部会		書面議決
R3. 1. 6	新年挨拶回り	振興局・上田・東御市役所	理事長・事務局長
R3. 2. 3	第4回上田市農業再生協議会 経営安定所得対策部会	県農業共済組合上小支所	理事長
R3. 2. 17	総代選挙会	真田地域自治センター	正副理事長・会計理事・大塚理事
R3. 2. 17	第2回東御市農業再生協議会		書面議決

第4. 経理の状況

1. 賦課金の納入状況

(単位：円)

	経常賦課金	特別賦課金	合 計	備 考
賦課額	11,908,660	14,618,290	26,526,950	前年度 26,648,600
納入済額	11,786,000	14,453,350	26,239,350	前年度 26,309,140
未納額	122,660	164,940	287,600	前年度 339,460
徴収率 (%)	99.0	98.9	98.9	前年度 98.7%

2. 農地転用取扱状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

受理件数	69 件		
転用面積	5.29 ha	田	4.74 ha
		畑	0.55 ha
決済金	2,565 千円		

令和２年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 金 70,707,324 円

歳出決算額 金 53,384,404 円

次期繰越額 金 17,322,920 円

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

１．歳入の部

差異欄の△印は予算額に対しての増額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
１．組合費	25,715,000	26,239,350	△ 524,350	
２．補助金	14,844,000	10,012,000	4,832,000	
３．分担金	1,100,000	504,000	596,000	
４．繰入金	15,967,000	5,000,000	10,967,000	
５．雑収入	352,000	868,400	△ 516,400	
６．過年度収入	100,000	359,520	△ 259,520	
７．交付金	9,312,000	9,312,000	0	
８．繰越金	7,410,000	18,412,054	△ 11,002,054	
歳 入 合 計	74,800,000	70,707,324	4,092,676	

２．歳出の部

差異欄は予算額に対しての不用額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
１．事務費	15,039,000	13,265,000	1,774,000	
２．選挙費	2,032,000	224,346	1,807,654	
３．事務所費	380,000	263,799	116,201	
４．財産費	2,976,000	2,833,968	142,032	
５．負担金及び分担金	18,009,000	14,059,660	3,949,340	
６．維持管理費	34,561,000	22,210,046	12,350,954	
７．諸支出金	803,000	527,585	275,415	
８．予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	74,800,000	53,384,404	21,415,596	

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

(単位：円)

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項 目	当初予算額	補 正 額	計			
1.	組合費	25,715,000		25,715,000	26,239,350	△ 524,350	
	1. 賦課金	25,715,000		25,715,000	26,239,350	△ 524,350	
	1. 経常賦課金	11,544,000		11,544,000	11,786,000	△ 242,000	経常 1,000円/10 a ダム費 1,000円/10 a
	2. 特別賦課金	14,171,000		14,171,000	14,453,350	△ 282,350	左岸 600円/10 a 吉田堰 300円/10 a
2.	補助金	14,844,000		14,844,000	10,012,000	4,832,000	
	1. 補助金	14,844,000		14,844,000	10,012,000	4,832,000	
	1. 県補助金	4,400,000		4,400,000	1,750,000	2,650,000	
	2. 市経常補助金	3,000,000		3,000,000	3,128,000	△ 128,000	上田市 2,008千円 東御市 1,120千円
	3. 市事業補助金	7,444,000		7,444,000	5,134,000	2,310,000	上田市
3.	分担金	1,100,000		1,100,000	504,000	596,000	
	1. 分担金	1,100,000		1,100,000	504,000	596,000	
	1. 分担金	1,100,000		1,100,000	504,000	596,000	
4.	繰入金	15,967,000		15,967,000	5,000,000	10,967,000	
	1. 繰入金	15,967,000		15,967,000	5,000,000	10,967,000	
	1. 農地転用決済金 会計繰入金	15,965,000		15,965,000	5,000,000	10,965,000	
	2. 左岸幹線繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 吉田堰繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
5.	雑収入	352,000		352,000	868,400	△ 516,400	
	1. 雑収入	352,000		352,000	868,400	△ 516,400	
	1. 加入金	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 預金利子	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 賦課金督促手数料 及び延滞金	50,000		50,000	118,914	△ 68,914	
	4. その他収入	300,000		300,000	749,486	△ 449,486	御堂防除水使用料 水路敷占有料他
6.	過年度収入	100,000		100,000	359,520	△ 259,520	
	1. 未収賦課金	100,000		100,000	359,520	△ 259,520	
	1. 26年度以前 賦課金	0		0	0	0	
	2. 27年度賦課金	10,000		10,000	0	10,000	
	3. 28年度賦課金	10,000		10,000	49,400	△ 39,400	
	4. 29年度賦課金	10,000		10,000	47,560	△ 37,560	
	5. 30年度賦課金	10,000		10,000	93,110	△ 83,110	
	6. R1年度賦課金	60,000		60,000	169,450	△ 109,450	
7.	交付金	9,312,000		9,312,000	9,312,000	0	
	1. 県交付金	9,312,000		9,312,000	9,312,000	0	
	1. 水門管理交付金	9,312,000		9,312,000	9,312,000	0	県企業局
8.	繰越金	7,410,000		7,410,000	18,412,054	△ 11,002,054	
	1. 繰越金	7,410,000		7,410,000	18,412,054	△ 11,002,054	
	1. 繰越金	7,410,000		7,410,000	18,412,054	△ 11,002,054	
歳 入 合 計		74,800,000		74,800,000	70,707,324	4,092,676	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款 項	目	当初予算額	補正流用額	計			
1.	事務費	15,039,000		15,039,000	13,265,000	1,774,000	
	1. 事務費	13,216,000		13,216,000	11,843,055	1,372,945	
	1. 役員報酬	1,060,000		1,060,000	1,060,000	0	理事・監事15人
	2. 給与及び賃金	6,670,000		6,670,000	6,120,000	550,000	職員3人等
	3. 旅 費	70,000		70,000	32,000	38,000	役員研修旅費
	4. 諸手当	1,200,000		1,200,000	1,196,040	3,960	職員3人
	5. 総代手当	486,000		486,000	486,000	0	総代81人（代理含む）
	6. 実費弁償費	850,000		850,000	610,000	240,000	理事・監事・堰組合長
	7. 備品費	300,000		300,000	286,136	13,864	サーバー入替
	8. 消耗品費	150,000		150,000	120,227	29,773	
	9. 印刷費	350,000		350,000	306,177	43,823	封筒・区報
	10. 通信運搬費	300,000		300,000	256,347	43,653	郵送料・電話料外
	11. 理事長交際費	60,000		60,000	8,000	52,000	慶弔費
	12. 役員会議費	50,000		50,000	7,605	42,395	
	13. 食糧費	20,000		20,000	2,489	17,511	
	14. 情報宣伝費	20,000		20,000	0	20,000	
	15. 研修及び厚生費	50,000		50,000	12,000	38,000	
	16. 委託料	1,030,000		1,030,000	914,100	115,900	会計ソフト等保守管理
	17. 雑 費	100,000		100,000	38,624	61,376	
	18. 燃料費	50,000		50,000	17,902	32,098	
	19. 使用料及び賃借料	400,000		400,000	369,408	30,592	コピー機リース料等
	2. 諸 費	1,320,000		1,320,000	1,241,187	78,813	
	1. 年金及び保険料	1,320,000		1,320,000	1,241,187	78,813	職員3人
	3. 総代会費	503,000		503,000	180,758	322,242	
	1. 会議費	10,000		10,000	7,258	2,742	
	2. 実費弁償費	203,000		203,000	54,500	148,500	総代会 3/3
	3. 消耗品費	20,000		20,000	17,050	2,950	
	4. 印刷費	200,000		200,000	81,200	118,800	総代会議案集他
	5. 通信運搬費	50,000		50,000	20,750	29,250	
	6. 雑 費	20,000		20,000	0	20,000	

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正流用額	計			
	2.	選挙費	2,032,000		2,032,000	224,346	1,807,654	総代選挙費
		1. 総代選挙費	2,032,000		2,032,000	224,346	1,807,654	
		1. 報酬	502,000		502,000	0	502,000	
		2. 職員手当	1,020,000		1,020,000	58,900	961,100	
		3. 旅 費	10,000		10,000	0	10,000	
		4. 需用費	200,000		200,000	12,426	187,574	
		5. 役務費	250,000		250,000	153,020	96,980	
		6. 使用料及び賃借料	50,000		50,000	0	50,000	
	3.	事務所費	380,000		380,000	263,799	116,201	
		1. 管理費	380,000		380,000	263,799	116,201	
		1. 賃借料	10,000		10,000	0	10,000	
		2. 修繕料	120,000		120,000	63,920	56,080	
		3. 光熱費	250,000		250,000	199,879	50,121	事務所経費
	4.	財産費	2,976,000		2,976,000	2,833,968	142,032	
		1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
		2. 維持管理費繰出金	2,925,000		2,925,000	2,783,968	141,032	
		1. 左岸幹線繰出金	2,192,000		2,192,000	2,057,047	134,953	
		2. 吉田堰繰出金	733,000		733,000	726,921	6,079	
		3. 転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
		1. 転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
	5.	負担金及び分担金	18,009,000		18,009,000	14,059,660	3,949,340	
		1. 負担金	100,000		100,000	63,855	36,145	
		1. 諸負担金	100,000		100,000	63,855	36,145	長土連他
		2. 分担金	17,909,000		17,909,000	13,995,805	3,913,195	
		1. 事業分担金	17,909,000		17,909,000	13,995,805	3,913,195	かん排事業県分担金他

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正流用額	計			
6. 維持管理費			34,561,000		34,561,000	22,210,046	12,350,954	
	1.	管理費	33,561,000		33,561,000	22,210,046	11,350,954	
	1.	菅平ダム 管理費負担金	13,211,000		13,211,000	12,807,602	403,398	県企業局
	2.	水門管理費	4,050,000		4,050,000	4,050,000	0	各堰組合
	3.	水路等補修費	4,000,000		4,000,000	902,627	3,097,373	災害復旧費他
	4.	工事請負費	12,000,000		12,000,000	4,290,000	7,710,000	県単水路改修工事 (秋和地区)
	5.	消耗品費	200,000		200,000	142,657	57,343	
	6.	役務費	100,000		100,000	17,160	82,840	
	2.	委託料	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1.	委託料	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
7. 諸支出金			803,000		803,000	527,585	275,415	
	1.	手数料	350,000		350,000	189,435	160,565	
	1.	賦課金徴収手数料	350,000		350,000	189,435	160,565	金融機関・総代他
	2.	雑支出金	453,000		453,000	338,150	114,850	
	1.	事業推進費	350,000		350,000	338,150	11,850	
	2.	賦課金徴収促進費	63,000		63,000	0	63,000	
	3.	雑支出	40,000		40,000	0	40,000	
8. 予備費			1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1.	予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1.	予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計			74,800,000		74,800,000	53,384,404	21,415,596	

令和2年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(農 地 転 用 決 済 金 特 別 会 計)

歳入決算額 金 68,032,149 円

歳出決算額 金 5,000,000 円

次期繰越額 金 63,032,149 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	決済金		1,000,000		1,000,000	2,565,180	△ 1,565,180	
	1.	決済金	1,000,000		1,000,000	2,565,180	△ 1,565,180	69件・5.29ha
		1. 農地転用決済金	1,000,000		1,000,000	2,565,180	△ 1,565,180	
2.	繰入金		1,000		1,000	0	1,000	
	1.	繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
		1. 一般会計繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
3.	雑収入		10,000		10,000	5,009	4,991	
	1.	雑収入	10,000		10,000	5,009	4,991	
		1. 預金利子その他	10,000		10,000	5,009	4,991	
4.	繰越金		55,401,000		55,401,000	65,461,960	△ 10,060,960	
	1.	繰越金	55,401,000		55,401,000	65,461,960	△ 10,060,960	
		1. 前年度繰越金	55,401,000		55,401,000	65,461,960	△ 10,060,960	
歳 入 合 計			56,412,000		56,412,000	68,032,149	△ 11,620,149	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	繰出金		15,965,000		15,965,000	5,000,000	10,965,000	
	1.	繰出金	15,965,000		15,965,000	5,000,000	10,965,000	
		1. 一般会計繰出金	15,965,000		15,965,000	5,000,000	10,965,000	
2.	予備費		40,447,000		40,447,000	0	40,447,000	
	1.	予備費	40,447,000		40,447,000	0	40,447,000	
		1. 予備費	40,447,000		40,447,000	0	40,447,000	
歳 出 合 計			56,412,000		56,412,000	5,000,000	51,412,000	

令和2年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(職 員 退 職 給 与 金 特 別 会 計)

歳入決算額	金	750,383 円
歳出決算額	金	0 円
次期繰越額	金	750,383 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額（単位：円）

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
		1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 一般会計繰入金	50,000		50,000	50,000	0	毎年度同額
		2. 繰越金	700,000		700,000	700,383	△ 383	
		1. 繰越金	700,000		700,000	700,383	△ 383	
		1. 前年度繰越金	700,000		700,000	700,383	△ 383	
		歳 入 合 計	750,000		750,000	750,383	△ 383	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
		1. 退職給与金	750,000		750,000	0	750,000	
		1. 退職給与金	750,000		750,000	0	750,000	
		1. 職員退職給与金	750,000		750,000	0	750,000	
		歳 出 合 計	750,000		750,000	0	750,000	

令和2年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書
(左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計)

歳入決算額	金	17,511,330 円	内訳	
歳出決算額	金	0 円	左岸水路	8,103,867
次期繰越額	金	17,511,330 円	吉田堰	9,407,463

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	繰入金		2,925,000		2,925,000	2,783,968	141,032	
	1.	繰入金	2,925,000		2,925,000	2,783,968	141,032	
		1. 左岸幹線水路	2,192,000		2,192,000	2,057,047	134,953	
		2. 吉田堰	733,000		733,000	726,921	6,079	
2.	繰越金		14,625,000		14,625,000	14,727,362	△ 102,362	
	1.	繰越金	14,625,000		14,625,000	14,727,362	△ 102,362	
		1. 左岸幹線水路	5,945,000		5,945,000	6,046,820	△ 101,820	
		2. 吉田堰	8,680,000		8,680,000	8,680,542	△ 542	
歳 入 合 計			17,550,000	0	17,550,000	17,511,330	38,670	

2. 歳出の部

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①－②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	繰出金		2,000		2,000	0	2,000	
	1.	繰出金	2,000		2,000	0	2,000	
		1. 左岸幹線水路	1,000		1,000	0	1,000	
		2. 吉田堰	1,000		1,000	0	1,000	
2.	維持管理費		17,548,000		17,548,000	0	17,548,000	
	1.	管理費	17,548,000		17,548,000	0	17,548,000	
		1. 左岸幹線水路	8,136,000		8,136,000	0	8,136,000	
		2. 吉田堰	9,412,000		9,412,000	0	9,412,000	
歳 出 合 計			17,550,000	0	17,550,000	0	17,550,000	

令和2年度 財産目録

令和3年3月31日現在 「令和3年5月31日調製」 単位：円

資 産			負 債		
摘 要		金 額	摘 要		金 額
1. 流動資産		18,087,185	1. 長期負債		0
(1) 現金及び預金	17,332,920		(1) 農林漁業資金 (日本政策金融公庫)		
一般会計	17,332,920				
現 金	10,000				
預金（農協他）	17,322,920		2. 流動負債		0
★			(1) 流動負債		
(2) 未収賦課金	754,265	180人			
平成28年度以前	66,405	20人	3. 固定負債		0
平成29年度	104,660	27人			
平成30年度	125,590	35人			
令和元年度	170,010	40人			
令和2年度	287,600	58人			
2. 特定資産		81,293,862			
農地転用決済金	63,032,149				
預金（農協他）	63,032,149				
職員退職給与金	750,383				
預金（農協）	750,383				
水門維持管理費積立金	17,511,330				
預金（農協）	17,511,330				
3. 出資金		1,000			
(1) 信州うえだ農協	1,000				
4. 固定資産		346,569			
(1) 備品	346,569				
公用車	1				
机・いす 6点	6				
書棚 4点	346,560				
応接セット	1				
事務機（パソコン外）	1				
資 産 合 計		99,728,616	負 債 合 計		0

【参考】

★H29年度の未収金

(2)未収賦課金 **1,546,770円** **312人**

平成25年度	276,560	51
平成26年度	268,060	52
平成27年度	270,180	64
平成28年度	307,470	62
平成29年度	424,500	83

監 査 報 告 書

長野県神川沿岸土地改良区定款第30条の規定により、令和3年7月8日に令和2年度長野県神川沿岸土地改良区の一般会計及び特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）の歳入歳出決算並びに業務運営・事業報告・財産目録・証拠書類等について、監査をいたしましたところ正確、適切に処理されていることを認めましたので、本日の総代会にあたり報告致します。

令和4年3月2日

長野県神川沿岸土地改良区

総括監事	池 田 恵 一	⑩
------	---------	---

監 事	清 水 忠	⑩
-----	-------	---

監 事	笹 川 欣 宏	⑩
-----	---------	---

議案第2号

令和3年度 一般会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出補正予算（第1回）は、次のとおり承認を求める。

令和4年3月2日提出

令和4年3月 日議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出
補正予算（第1回）

令和3年7月14日 専 決

歳入既定予算額	70,900	千円
補正予算額	1,010	千円
合 計	71,910	千円
歳出既定予算額	70,900	千円
補正予算額	1,010	千円
合 計	71,910	千円
歳入歳出差引合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第1回）総括表

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 組合費	25,138		25,138	
2. 補助金	11,100		11,100	
3. 分担金	900		900	
4. 繰入金	13,791		13,791	
5. 雑収入	352		352	
6. 過年度収入	100		100	
7. 交付金	9,456		9,456	
8. 繰越金	10,063	1,010	11,073	
歳入合計	70,900	1,010	71,910	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 事務費	15,006	10	15,016	
2. 選挙費	34		34	
3. 事務所費	410		410	
4. 財産費	2,976		2,976	
5. 負(分)担金及び補助金	13,888	1,000	14,888	
6. 維持管理費	32,883		32,883	
7. 諸支出金	703		703	
8. 次年度繰越金	4,000		4,000	
9. 予備費	1,000		1,000	
歳出合計	70,900	1,010	71,910	

歳入歳出補正予算（第1回）説明書

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
7. 繰越金			10,063	1,010	11,073	
	1.	繰越金	10,063	1,010	11,073	
歳 入 合 計			70,900	1,010	71,910	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
1. 事務費			15,006	10	15,016	
	1.	事務費	13,183	10	13,193	
		1. 役員報酬	1,060	10	1,070	顧問の設置による
5. 負(分)担金及び補助金			13,888	1,000	14,888	
	1.	負担金	100		100	
		1. 諸負担金	100		100	
	2.	分担金	13,788		13,788	
		1. 事業分担金	13,788		13,788	
	3.	補助金	0	1,000	1,000	
		1. 事業補助金	0	1,000	1,000	新屋堰水路改修事業補助 事業費×1%
歳出合計			0	1,010	71,910	

議案第3号

令和3年度 一般会計歳入歳出補正予算（第2回）の専決処分の承認について

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出補正予算（第2回）は、次のとおり承認を求める。

令和4年3月2日提出

令和4年3月 日議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出
補正予算（第2回）

令和4年2月4日 専 決

歳入既定予算額	71,910	千円
補正予算額	0	千円
合 計	71,910	千円
歳出既定予算額	71,910	千円
補正予算額	0	千円
合 計	71,910	千円
歳入歳出差引合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第2回）総括表

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 組合費	25,138		25,138	
2. 補助金	11,100	△ 3,900	7,200	
3. 分担金	900	△ 800	100	
4. 繰入金	13,791		13,791	
5. 雑収入	352		352	
6. 過年度収入	100		100	
7. 交付金	9,456		9,456	
8. 繰越金	11,073	4,700	15,773	
歳入合計	71,910	0	71,910	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 事務費	15,016		15,016	
2. 選挙費	34		34	
3. 事務所費	410		410	
4. 財産費	2,976	4,999	7,975	
5. 負(分)担金及び補助金	14,888		14,888	
6. 維持管理費	32,883	△ 13,000	19,883	
7. 諸支出金	703		703	
8. 次年度繰越金	4,000	8,001	12,001	
9. 予備費	1,000		1,000	
歳出合計	71,910	0	71,910	

歳入歳出補正予算（第2回）説明書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
款 項	目	議決予算額	補正額	計	
2.	補助金	11,100	△ 3,900	7,200	
	1. 補助金	11,100	△ 3,900	7,200	
	1. 国県補助金	3,600	△ 2,900	700	県単事業 500 PCB処分事業 200
	2. 市経常補助金	3,000		3,000	
	3. 市事業補助金	4,500	△ 1,000	3,500	稲倉サイフォン修繕 1,836 PCB処分事業 698 県単事業 600 外
3.	分担金	900	△ 800	100	
	1. 分担金	900	△ 800	100	
	1. 分担金	900	△ 800	100	PCB処分事業
8.	繰越金	11,073	4,700	15,773	
	1. 繰越金	11,073	4,700	15,773	
	1. 繰越金	11,073	4,700	15,773	
歳 入 合 計		71,910	0	71,910	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
款 項	目	議決予算額	補正額	計	
4.	財産費	2,976	4,999	7,975	
	3. 転用決済金繰出金	1	4,999	5,000	
	1. 転用決済金繰出金	1	4,999	5,000	ダム管理費の減による
5.	負担・分担金及び補助金	14,888	0	14,888	
	2. 分担金	13,788	0	13,788	
	1. 県営かんがい排水事業（菅平ダム）	9,750		9,750	
	2. 県営かんがい排水事業（小水力発電）	4,038	△ 1,200	2,838	
	3. 市単事業分担金	0	1,200	1,200	
6.	維持管理費	32,883	△ 13,000	19,883	
	1. 菅平ダム管理費負担	13,533	△ 5,000	8,533	
	1. 菅平ダム管理費負担金	13,533	△ 5,000	8,533	
	3. 水路等補修費	5,000	△ 3,000	2,000	
	1. 水路等補修費	5,000	△ 3,000	2,000	
	4. 工事請負費	9,000	△ 5,000	4,000	
	1. 工事請負費	9,000	△ 5,000	4,000	県単事業 1,200 稲倉サイフォン修繕 2,300外
8.	次年度繰越金	4,000	8,001	12,001	
	1. 次年度繰越金	4,000	8,001	12,001	
	1. 次年度繰越金	4,000	8,001	12,001	
歳出合計		71,910	0	71,910	

議案第 4 号

令和 3 年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の
専決処分の承認について

令和 3 年度長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金特別会計歳入歳出補正
予算（第 1 回）は、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出
令和 4 年 3 月 日議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

令和 3 年度長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金
特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）

令和 4 年 2 月 4 日 専 決

歳 入 既 定 予 算 額	54,700	千円
補 正 予 算 額	7,200	千円
合 計	61,900	千円
歳 出 既 定 予 算 額	54,700	千円
補 正 予 算 額	7,200	千円
合 計	61,900	千円
歳 入 歳 出 差 引 合 計	0	千円

歳入歳出補正予算（第 1 回）総括表

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 決済金	1,000	2,201	3,201	
2. 繰入金	1	4,999	5,000	
3. 雑収入	10		10	
4. 繰越金	53,689		53,689	
歳 入 合 計	54,700	7,200	61,900	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 繰出金	13,788		13,788	
2. 予備費	40,912	7,200	48,112	
歳 出 合 計	54,700	7,200	61,900	

歳入歳出補正予算（第1回）説明書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
		1. 決済金	1,000	2,201	3,201	
		1. 決済金	1,000	2,201	3,201	
		1. 農地転用決済金	1,000	2,201	3,201	
		2. 繰入金	1	4,999	5,000	
		1. 繰入金	1	4,999	5,000	
		1. 一般会計繰入金	1	4,999	5,000	
		歳 入 合 計	54,700	7,200	61,900	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
		2. 予備費	40,912	7,200	48,112	
		1. 予備費	40,912	7,200	48,112	
		1. 予備費	40,912	7,200	48,112	ストック
		歳 出 合 計	54,700	7,200	61,900	

議案第5号

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正（案）
について

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和4年3月2日 提 出
令和4年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区転地区除外等処理規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。	(意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。
<u>第7条</u> (削除)	<u>(会計)</u> <u>第7条 前条の決済金は、特別会計として処理する。</u>
(準 用) <u>第7条</u> (略)	(準 用) <u>第8条</u> (略)

附 則 (令和4年3月 日議決)

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

長野県神川沿岸土地改良区転用決済金の管理運用規程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区転用決済金の管理運用規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日 提 出

令和 4 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区転用決済金の管理運用規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(繰替運用) 第 4 条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰り戻しの方法、金額、期間を定め <u>総代会</u> の承認を経て、運用することができる。	(繰替運用) 第 4 条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰り戻しの方法、金額、期間を定め <u>総会</u> の承認を経て、 <u>一般会計収入支出予算に繰り替えて</u> 運用することができる。
(処理方法) <u>第 5 条</u> (削除)	(処理方法) <u>第 5 条 第 3 条により支出する場合は、一般会計に繰り入れ支出するものとする。</u>

附 則（令和 4 年 3 月 日議決）

2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持
管理費積立金管理規程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金
管理規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日 提 出

令和 4 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持
管理費積立金管理規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(積立金) 第 1 条 左岸幹線水路並びに吉田堰の頭首工、用水路等の維持管理に充てるため、次の各号に掲げるものをこの積立金として積立とする。 (1) 特別賦課金の水門維持管理費の収入済額からその 1 割を事務費として控除し、さらにその年度に要した水路等補修費の額を除いた金額 (2) この積立金より生ずる収入 (3) 指定寄付金 (4) その他理事会において<u>積立</u>てることを認めたもの	(積立金) 第 1 条 左岸幹線水路並びに吉田堰の頭首工、用水路等の維持管理に充てるため、次の各号に掲げるものをこの積立金として積立とする。 (1) <u>一般会計からの繰入金</u> <u>一般会計</u>の特別賦課金の水門維持管理費の収入済額からその 1 割を事務費として控除し、さらにその年度に要した水路等補修費の額を除いた金額 (2) この積立金より生ずる収入 (3) 指定寄付金 (4) その他理事会において<u>繰り入れ</u>することを認めたもの

(積立金の会計) 第2条 <u>積立金の管理</u>については、その収支予算及び決算を総代会に附議しなければならない。 (積立金の流用) 第4条 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金は、この土地改良区の<u>収支予算</u>に不足が生じた場合においては、理事会の承認を経て一時流用することができる。ただし、当該年度内にこれを戻入れしなければならない。 (積立金の取り崩し) 第5条 積立金は、左岸幹線水路並びに吉田堰の頭首工、用水路等の維持管理に必要な事業に要する経費に充当する場合は、当該積立金を取り崩してそれらの経費に充当するものとする。 当該積立金を取り崩す場合にあっては、当該年度の収支予算に編入し、支出するものとする。その積算内容については理事会の承認を経なければならない。	(積立金の会計) 第2条 <u>積立金の管理</u>は特別会計とし、その収支予算及び決算は、<u>総代会</u>に附議しなければならない。 (積立金の流用) 第4条 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金は、この土地改良区の<u>一般会計</u>に不足が生じた場合においては、理事会の承認を経て一時流用することができる。ただし、当該年度内にこれを戻入れなければならない。 (積立金の取り崩し) 第5条 積立金は、左岸幹線水路並びに吉田堰の頭首工、用水路等の維持管理に必要な事業に要する経費に充当する場合は、当該積立金を取り崩してそれらの経費に充当するものとする。 当該積立金を取り崩す場合にあっては、当該年度の収支予算に編入し、<u>繰出金</u>として<u>一般会計</u>に支出するものとする。その積算内容については理事会の承認を経なければならない。
---	---

附 則 (令和4年3月 日議決)

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規
程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規程の一部を、
次のとおり改正したいので議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日 提 出

令和 4 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規
程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
長野県神川沿岸土地改良区職員退職 給与金積立管理 <u>及び給与規程</u> 第 1 章 積立及び管理 (積立金) 第 1 条 職員(常勤の嘱託職員及び臨 時職員を含む。)の退職給与金に充 てるため、次の各号に掲げるものを この <u>引当積立金</u> として積立とする。 一 <u>毎年度第 7 条の規程により算出</u> <u>した予算をもって定めた金額</u> 二 この積立金より生ずる収入 三 指定寄付金 <u>四 その他理事会において積立てる</u>	長野県神川沿岸土地改良区職員 退職給与金積立管理 <u>及び給与規程</u> 第 1 章 積立及び管理 (積立金) 第 1 条 職員(常勤の嘱託職員及び臨 時職員を含む。)の退職給与金に充 てるため、次の各号に掲げるものを この <u>積立金</u> として積立とする。 一 <u>毎年度予算をもって定めた繰入</u> <u>金</u> 二 この積立金より生ずる収入 三 指定寄付金 四 その他理事会において <u>繰り入れ</u>

ことを認めたもの 第2条 前条の積立金で、この規程による給与の支給ができない場合の不足額は、<u>一般財源をもって支給するものとする。</u> 2 <u>引当積立金の要件を満たさないものについては、会計基準適用初年度から5年以内に取り崩さなければならない。</u> (積立金の管理) 第3条 <u>積立金の管理</u>については、<u>積立金台帳に記載し、その収支予算及び決算を総代会に附議しなければならない。</u> 第4条 退職給与積立金は、総代会で定めた金融機関に預け入れて保管する。 第5条 退職給与積立金は、この土地改良区の<u>収支予算</u>に不足が生じた場合においては、理事会の承認を経て一時流用することができる。ただし、当該年度内にこれを戻入れしなければならない。	<u>することを認めたもの</u> 第2条 前条の積立金で、この規定による給与の支給ができない場合の不足額は、<u>一般会計から繰り入れて支給するものとする。</u> (新設) (積立金の管理) 第3条 積立金の管理は<u>特別会計とし、その収支予算及び決算は、総代会に附議しなければならない。</u> 第4条 退職給与積立金は、総代会で定めた金融機関に預け入れて保管する。 第5条 退職給与積立金は、この土地改良区の<u>一般会計</u>に不足が生じた場合においては、理事会の承認を経て一時流用することができる。ただし、当該年度内にこれを戻入れなければならない。
--	---

附 則 (令和4年3月 日議決)

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9 号

長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程の
制定（案）について

長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程を次のとおり
制定したいので、議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日 提 出

令和 4 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程

第1章 総則

第1条 定款第4条第4項の規定により、本土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区が管理する土地改良施設（以下〔施設〕という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規定の定めるところによる。

第2条 この規定において、施設とは、本土地改良区が維持管理する土地改良施設台帳に記載の全施設をいう。

第2章 施設の使用

第3条 前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所及び面積並びに図面
- (3) 使用期間
- (4) 使用方法に関する計画書及び図面
- (5) その他必要な事項

第4条 理事長は、前条の申請があった場合には、現地調査のうえ、当該目的使用が当該土地改良財産の本来の用途または目的を妨げない場合にかぎり、「土地改良財産他目的使用契約書」により承認することができる。ただし電柱等の設置については、承諾書をもってこれに代えることができる。

第5条 施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者（以下〔使用者〕という。）から施設の使用目的等に合わせ別表第1号表により使用料を徴収する。ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県又は本土地改良区の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき
 - (2) 理事会又は総代会において減免を議決したとき
- 2 使用者は、前条各号の減免を受けようとするときは、減免申請書を理事長に提出してその承認を受けなければならない。

第6条 施設の利用者は、すべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、その一切の責任を負うものとする。

第7条 施設の使用期間は、5年を超えることができない。ただし、使用期間満

了後なお継続して使用するときは、期間満了2か月前に継続使用申請書を、第3条の規定により提出し、承認を受けなければならない。継続する期間は、5か年を限度とする。

第8条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき
- (2) 本規定に違背したとき
- (3) 本土地改良区において、直接これを使用する必要性が生じたとき
- (4) 本土地改良区の承認を得ないで、使用権を第三者に譲渡し、又は土地改良区に対し不利益な行為があったとき
- (5) 使用条件を守らないとき
- (6) 治水利水上、公害を及ぼし若しくは危険の恐れがあると認めたとき

第9条 本土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第10条 使用者は次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届け出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき
- (2) 使用者が死亡したとき
- (3) 使用法人が解散したとき
- (4) 使用者が使用を中止したとき

2 前項第2号及び第3号の届出義務は、相続人又は清算人とする。

第11条 この規定に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第3章 使用料

第12条 第4条及び第5条により承認したときは、別表第1号表に定める金額を、使用料として毎年度これを徴収する。

第13条 使用料は、次の区分により納付するものとする。

- (1) 使用期間1年以上のものは、その年の4月より翌3月に至る1か年分を毎年7月末日までにこれを前納する。
- (2) 年度途中において承認を受けたものは月割をもって起算し、その承認のあった日の属する月末までに翌3月までの使用料を前納する。

第4章 手数料

第14条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規定による。

第15条 手数料はつぎのとおりとする。

- (1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書、1件につき 1,000 円
- (2) 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手数料、1件につき 1,000 円
- (3) 農地法施行規則第30条第6号及び第57条の4第2項第3号の規定に基づく各種意見書並びに証明書、1件につき 1,000 円
- (4) その他必要に応じ、理事会において定める。

第16条 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体が、公共のため、前条に定める証明書等を必要とする場合の前条の手数料は、減免することができる。

第17条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

附 則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に他目的承認を受けたものは、この規程による承認を受けたものとみなす。

別表（第1号表）

区 分	単 基礎	位 期間	使用料	備 考
橋梁	1 件	1 か年	場所及び状況 に応じ定める	延長・幅員等
管	〃	〃	〃	ガス管・水道管・排水管等
道路	〃	〃	〃	延長・幅員等
公告物	〃	〃	〃	広告面の面積等
建築物	〃	〃	〃	建物の面積等
その他	〃		〃	場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較のうえこれを定める

土地改良財産他目的使用承認申請書

令和 年 月 日

長野県神川沿岸土地改良区理事長 様

申請人
住所

氏名 ⑩

電話番号

貴土地改良区が所有する土地改良財産を下記のとおり使用させてください。

記

- 1 使用の対象となる土地改良財産
(1) 財産の名称
- 2 使用する者の住所及び氏名又は名称
- 3 使用の目的又は用途
- 4 使用の場所及び面積
- 5 使用の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 使用による管理者の予定収入
- 7 他人に使用させる場合にあつては、使用の条件
- 8 財産の維持管理上の支障の有無
- 9 関係図書
- 10 その他必要な事項

土地改良財産他目的使用契約書

長野県神川沿岸土地改良区（以下「甲」という。）と、他目的使用者（以下「乙」という。）は、年月日付、乙より請求のあった甲の管理する土地改良財産（以下「財産」という。）のほか目的使用について、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が、乙に使用させる財産は次のものとし、別添図面のとおりとする。

種目	種類	所在	構造及び規模	数量	使用に係る財産の範囲

第3条 甲は前条の財産を次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるものとする。

用途又は目的	使用の方法

(注) 使用に係る財産の範囲、使用の方法について必要があるときは、図面に図示すること。

2 乙は、前条の財産を、前項以外の用途又は目的及び方法で使用してはならないものとする。

第4条 使用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の期間は、更新することができる。ただし、乙は使用期間満了の2か月前までに甲に書面をもって申請するものとする。

第5条 使用料は、1か年 円とし、甲の発行する納入告知書により、乙は指定期日までに納入するものとする。

2 前項の使用料は、使用期間満了前に乙の理由により、この契約を解除しても還付しないものとする。

第6条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき、又は他目的への使用する必要がなくなったときは、すみやかに他目的使用にかかわる財産を原形に復して、甲の検査を受けるものとする。

第7条 乙は、甲の指示により工事に着手し、しゅん工の場合は甲の検査を受けなければならない。

第8条 乙は、甲の管理する土地改良財産に損傷を与え、又は与えるおそれがあるときは、甲の指示において必要な措置をするものとする。

第9条 乙は、工作物を保護し、万一破損したときは直ちに甲に報告し、甲の指示において必要な措置をするものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償に対し、乙はその責を負うものとする。

第11条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県神川沿岸土地改良区
理事長 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

許 可 書

住所

氏名

様

令和 年 月 日付で申請のあった
で造成された土地改良財産（
のとおり承認します。

地区 事業
）の他目的使用を次

令和 年 月 日

上田市真田町長 7178 番地の 1
上田市真田地域自治センター 3F
長野県神川沿岸土地改良区
理事長

⑨

- 1 使用する者
- 2 使用の用途又は目的
- 3 使用の場所及び面積
- 4 使用期間
承認の日（令和 年 月 日）から令和 年 月 日まで
（ 年間）
- 5 使用の条件
裏面（別紙）のとおり

(別紙)

他目的使用の条件

- 1 他目的使用により、当該管理財産に損傷を与え、又は与える恐れがある場合は、管理者の指示により、当該他目的使用をする者（以下「他目的使用者」という。）の負担において、必要な措置を講ずること。
- 2 将来、管理財産の改修等を実施するときは、他目的使用者は異議を申し立てないこと。この場合において、やむを得ず他目的に係る工作物を撤去しなければならないときは、他目的使用者の負担において撤去すべきこと。
- 3 管理者が管理財産の管理のため必要な指示をしたときは、他目的使用者はその指示に従うこと。
- 4 他目的使用者がこの規則または当該他目的使用に係る契約に違反したときは、管理者はその契約を解除できる。
- 5 他目的使用者は、当該他目的使用を廃止したとき、又はその責めに帰すべき理由により、当該他目的使用に係る契約が解除されたときは、速やかに当該管理財産を現状に復して返還すること。ただし、管理者が現状に復すことが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。
- 6 他目的使用者は、当該他目的使用に係る工事を行うときは、管理者又は理事長の指示するところにより、当該管理財産を補強する工事その他必要な措置を講ずるものとする。

令和4年度 主な事業計画（案）について

令和4年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

令和4年3月2日 提出

令和4年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和4年度 主な事業

(単位：千円)

業務名	項 目	事業費	財源内訳			備 考
			国・県	市	改良区	
県営かんがい排水事業	菅平地区	補助分	国	上田市		() 内は 全体事業費
		67,620	32,200	2,695	2,600	
		(1,610,000)	県	東御市		
		(2,320,000)	28,920	1,205		
〃	小水力発電施設	105,000	国	上田市		
			50,000	4,184	4,038	
			県	東御市		
			44,907	1,871		
県単農業農村基盤整備事業	堀越堰地区	2,500	県	上田市		水門 N=2基
			1,000	1,250	250	
合 計		175,120	157,027	11,205	6,888	

令和4年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

令和4年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

令和4年3月2日 提 出

令和4年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

記

1 賦課基準

(1) 経常賦課金10アール当たり 1,000 円

(2) 特別賦課金10アール当たり

・ ダム維持管理費 1,000 円

・ 左岸幹線水路水門維持管理費 600 円

・ 吉田堰水門維持管理費 300 円

※ ただし、受益農地の合計面積が100㎡未満の組合員等には賦課しない。

2 加入金10アール当たり 3,000 円

3 賦課基準日 令和 4 年 4 月 1 日

4 賦課徴収期限及び賦課金額

(1) 徴 収 期 限 令和 4 年 6 月 3 0 日

(2) 徴 収 金 額 25,070 千円 (経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費)

令和4年度 現金の預入先指定（案）について

令和4年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり指定したいので議決を求める。

令和4年3月2日 提 出

令和4年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

記

- 1 信州うえだ農業協同組合 本所
- 2 信州うえだ農業協同組合 真田支所
- 3 八十二銀行 上田支店
- 4 上田信用金庫 本店営業店
- 5 長野県信用組合 神科支店
- 6 ゆうちょ銀行 ○五九店

令和4年度 一般会計収支予算（案）について

令和4年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支予算は、次のとおり議決を求める。

令和4年3月2日 提 出

令和4年3月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和4年度 一般会計収支予算（案）総括表

Ⅰ 収 入

（単位：千円）

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土 地 改 良 事 業 収 入	26,072	27,039		967	賦課金・転用決済金等
2 附 帯 事 業 収 入	350	300	50		所有地借地料
3 特 定 資 産 運 用 収 入	5	10		5	転用決済金受取利息
4 補 助 金 等 収 入	6,500	11,100		4,600	長野県 上田市 東御市
5 業 務 受 託 料 収 入	9,504	9,456	48		水門管理交付金 長野県企業局
6 雑 収 入	152	151	1		過年度賦課金等
7 特 定 資 産 取 崩 収 入	6,641	13,791		7,150	県営かんがい排水事業
8 繰 越 金	10,776	10,063	713		前年度繰越金
収 入 合 計	60,000	71,910		11,910	

Ⅱ 支 出

（単位：千円）

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土 地 改 良 事 業 費 支 出	11,711	19,460		7,749	水門維持管理費 県単基盤整備事業 等
2 一 般 管 理 費 支 出	15,903	16,143		240	事務費
3 土地改良事業負担金支出	19,338	27,321		7,983	県営かんがい排水事業 菅平ダム管理費負担金
4 特 定 資 産 積 立 支 出	4,124	3,986	138		水門管理費積立金等
5 繰 越 金	7,924	4,000	3,924		次年度繰越金
6 予 備 費	1,000	1,000			
支 出 合 計	60,000	71,910		11,910	

収支予算説明書

収 入

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
1	土地改良事業収入			26,072	27,039		967	
	1	經常賦課金収入		11,257	11,286		29	
		1	經常賦課金	11,257	11,286		29	
	2	特別賦課金収入		13,813	13,852		39	菅平ダム 10,695千円 左岸幹線 2,337千円 吉田堰 781千円
		1	特別賦課金	13,813	13,852		39	
	3	加入金収入		1	1			
		1	加入金	1	1			
	4	転用決済金収入		1,000	1,000			
		1	転用決済金収入	1,000	1,000			
	5	負担金収入		1	900		899	
		1	県単農業農村基盤整備事業分 担金	1	900		899	地元分担金
2	附帯事業収入			350	300	50		
	1	他目的使用料収入		300	300			
		1	他目的使用料	300	300			所有土地賃借料外
	2	受取手数料		50	0	50		
		1	受取手数料	50	0	50		意見書発行手数料
3	特定資産運用収入			5	10		5	
	1	特定資産利息収入		5	10		5	
		1	特定資産利息収入	5	10		5	
		1	転用決済金積立資産運用 受取利息	5	10		5	
4	補助金等収入			6,500	11,100		4,600	
	1	補助金収入		1,000	3,600		2,600	
		1	県単農業農村基盤整備事業補 助金	1,000	3,600		2,600	県単事業 堀越堰地区
	2	助成金等収入		5,500	7,500		2,000	
		1	市經常補助金	3,000	3,000			上田市 2,000千円 東御市 1,000千円
		2	市事業補助金	2,500	4,500		2,000	上田市・東御市

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
5	業務受託料収入			9,504	9,456	48		
	1	土地改良施設操作受託料収入		9,504	9,456	48		
		1	水門管理操作受託収入	9,504	9,456	48		水門管理交付金
6	雑収入			152	151	1		
	1	受取利息配当金収入		1	1			
		1	受取利息	1	1			
	2	過年度収入		100	100			
		1	経常賦課金	40	40			
		2	特別賦課金	60	60			
	3	過怠金収入		50	50			
		1	過怠金収入	50	50			
	4	雑収入		1	0	1		
		1	雑収入	1	0	1		
7	特定資産取崩収入			6,641	13,791		7,150	
	1	職員退職給付引当積立資産取崩収入		1	1			
		1	職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	1			
	2	転用決済金積立資産取崩収入		6,638	13,788		7,150	
		1	転用決済金積立資産取崩収入	6,638	13,788		7,150	県営かんがい排水事業
	3	施設更新積立資産取崩収入		2	2			
		1	水門維持管理費積立資産取崩収入	2	2			
			1 左岸水路積立資産取崩収入	1	1			
			2 吉田堰積立資産取崩収入	1	1			
8	繰越金			10,776	10,063	713		
	1	前年度繰越金		10,776	10,063	713		
		1	前年度繰越金	10,776	10,063	713		
収 入 合 計				60,000	71,910		11,910	

収支予算説明書

支 出

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
1			土地改良事業費支出	11,711	19,460		7,749	
	1		維持管理費支出	8,060	10,310		2,250	
		1	旅費交通費	70	70			
		2	消耗什器備品費	50	50			
		3	支払手数料	100	100			
		4	水路等補修費	3,000	5,000		2,000	
		5	支払負担金等	3,800	4,050		250	
			1 水門管理費	3,800	4,050		250	各堰水利組合交付金
		6	業務委託費	1,000	1,000			土地改良事業設計等
		7	雑費	40	40			
	2		その他事業費支出	3,651	9,150		5,499	
		1	県単農業農村基盤整備事業	3,650	9,150		5,500	
			1 工事請負費	3,500	9,000		5,500	堀越堰頭首工工事外 2,500千円
			2 消耗什器備品費	150	150			
		2	補助及び負担金	1	0	1		
2			一般管理費支出	15,903	16,143		240	
	1		運営事務費支出	15,643	15,883		240	
		1	役員報酬	1,060	1,060			理事 監事 参与
		2	給料手当	6,730	6,630	100		職員3人外
		3	臨時雇賃金	150	200		50	
		4	賞与支払	900	1,040		140	
		5	実費弁償費	850	850			役員・堰組合長・滞 納整理外
		6	福利厚生費	1,258	1,258			
			1 社会保険料等事業主負担分	1,188	1,188			
			2 研修及び厚生費	70	70			
		7	交際費	60	60			
		8	その他会議費	70	70			
		9	通信運搬費	300	300			通知・電話料外

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
2	1	10	消耗什器備品費	500	500			
		11	印刷製本費	400	550		150	区報等
		12	支払手数料	350	350			金融機関振替手数料外
		13	支払保険料	50	50			公用車
		14	情報宣伝費	20	20			
		15	支払負担金等	232	232			長土連・農林年金
		16	業務委託費	727	727			賦課・会計システム・ホームページ保守
		17	使用料及び賃借料	400	400			コピー機・セキュリティ機器リース料外
		18	事業推進費	250	250			理事監事総代打合せ
		19	燃料費	50	50			公用車
		20	修繕費	100	100			公用車
		21	賦課金徴収促進費	63	63			
		22	雑費	100	100			
		23	選挙費	34	34			
		1	報酬	1	1			
		2	職員手当	1	1			
		3	旅費交通費	1	1			
		4	需用費	20	20			
		5	役務費	10	10			
		6	使用料及び賃借料	1	1			
		24	総代会費	989	989			
		1	総代手当	486	486			総代81人
		2	会議費	10	10			
		3	実費弁償費	203	203			総代81人×2,500円
		4	消耗品費	20	20			
		5	印刷製本費	200	200			総代会資料
		6	通信運搬費	50	50			資料送付
		7	雑費	20	20			
	2	事務所費支出		260	260			
		1	水道光熱費	250	250			事務所経費負担金
		2	賃借料	10	10			

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
3	土地改良事業負担金支出			19,338	27,321		7,983	
	1	都道府県営事業分担金支出		6,638	13,788		7,150	
		1	県営かんがい排水事業（菅平地区）分担金	6,638	13,788		7,150	長野県上田地域振興局農地整備課
			1 菅平ダム分担金	2,600	9,750		7,150	
			2 小水力発電分担金	4,038	4,038			
	2	市営事業分担金支出		10	0	10		
		1	市営事業分担金	10	0	10		
	3	菅平ダム管理費負担金支出		12,690	13,533		843	
		1	菅平ダム管理費負担金	12,690	13,533		843	長野県企業局
4	特定資産積立支出			4,124	3,986	138		
	1	職員退職給付引当積立資産積立支出		50	50			
		1	職員退職給付引当積立資産積立支出	50	50			
	2	転用決済金積立資産積立支出		1,006	1,011		5	
		1	転用決済金積立資産積立支出	1,006	1,011		5	
	3	施設更新積立資産積立支出		3,068	2,925	143		
		1	水門維持管理費積立資産積立支出	3,068	2,925	143		
			1 左岸水路積立資産積立支出	2,331	2,192	139		
			2 吉田堰積立資産積立支出	737	733	4		
5	繰越金			7,924	4,000	3,924		
	1	次年度繰越金		7,924	4,000	3,924		
		1	次年度繰越金	7,924	4,000	3,924		
6	予備費			1,000	1,000			
	1	予備費		1,000	1,000			
		1	予備費	1,000	1,000			
支 出 合 計				60,000	71,910		11,910	

※5. 繰越金については、予算額を超えて決算となりますが、単に翌年度への振替えのため補正予算案は提出しないので御理解をお願いします。（複式会計では義務化されます）